

■ 会議録

【名 称】 第6回印西市景観計画等策定委員会	【日 付】 H29.7.10 (月) 13:30～15:30	【出席者（敬称略、名簿順）】 策定委員会委員：木下、斎尾、滝沢、石川、板橋、森田、阿部、金子、鈴木、浅賀、落合、下田、吉田、澤、山口、安部井 (16名)
【内 容】 印西市景観計画（素案）について	【場所等】 印西市役所会議棟 204 会議室	事 務 局：鈴木、川嶋、藤崎、篠原、堀内 コンサルタント(LAU)：吉岡、牧野 傍 聴 者：1名

【目 的】：印西市景観計画策定に向けて、素案に対する意見交換を行う。

【内容・結果】：1. 議事

(1) 印西市景観計画（素案）について

2. その他（連絡事項）

●次回策定委員会は8月に予定しているので、日程等確定次第通知する。

【配布資料】：次第

資 料 1：印西市景観計画等策定スケジュール

資 料 2：景観法と印西市景観条例・景観計画等の関係

資 料 3：印西市景観計画（素案）

資 料 4：色彩基準（素案）

資 料 5：意見記入シート

資 料 6：印西市景観計画等策定委員会名簿

資 料 7：印西市景観計画等策定委員会設置要綱

参考資料 1：色彩現況調査結果

参考資料 2：ワークショップにおける色彩検討結果

参考資料 3：印西市国道 464 号沿道における色彩景観づくり（案）

参考資料 4：色彩基準（素案）設定の流れ

参考資料 5：強調色と基調色の計測例

補完資料：隣接都市の色彩基準

※次第のとおり進行

1. 議事

(1) 印西市景観計画（素案）について

資料について説明したのち、意見交換を行った。

■ 意見概要について以下に示す。

①印西市景観計画（素案）について

（ 委 員 ） 工作物の擁壁について、歩行者に圧迫感を与えないということであるが、個人の土地で造成する擁壁は、垂直のものがああり、色も家の外壁とあわせて塗り替えて、周辺から浮いてしまっている事例があった。私が居住する地区では建築協定が締結されているが、擁壁については特に規定していない。道路と一体的に見える景観については、勝手なことをしないようにできないか。

（事務局）届出が行われる行為であれば、形態や色彩を誘導することはできる。

- (委 員) 届出対象外の行為についても、ふれてほしい。
- (事務局) 景観に配慮するようお願いしていきたい。
- (委員長) 自分たちの独自のルールをつくることも必要である。
- (委 員) 建築協定を締結している地区は少ない。また協定を締結していても、時間がたつと崩れていく実態がある。擁壁は目立つため、何らかのかたちで誘導してほしい。
- (委員長) 建築協定などは、運用が重要である。問題について話し合っていくことが必要であり、その気運をつくることが課題であろう。
- 市川市では、景観づくりに関するハンドブックをつくり、自分でできる景観づくりについて紹介している。参考にできるのではないかと。
- (委 員) 景観計画と景観条例のそれぞれの役割はどうなっているのか。
- (事務局) 景観計画と景観条例は相互に補完する関係である。
- (委 員) 景観条例では景観法を委任され規定することになるのか。
- (コンサルタント) そのとおりである。罰則は、景観法の中にすでに規定されている。
- (委員長) 景観法は、地方自治の観点から、自治体に裁量権が認められている。景観計画の内容を条例で担保しているということである。
- (委 員) 景観は景色で、豊かな里山の景観などを壊さないようにすることが重要であると理解している。工作物をつくるときには、周辺の田園景観を壊さないようにする必要がある。しかし、最近、有名な神社のすぐ近くにメガソーラーができた。これはここだけの問題ではない。それが、市民が知らないところにできてしまう。市民がこのような情報にふれる機会がないため、景観に関わる動きを知らせていくことが大切である。
- 景観の要素は、建物や樹木といった要素ではなく、結縁寺地区などのように、地区全体で広く捉える必要がある。
- (事務局) 景観条例で景観形成重点地区を位置づけるが、この地区は、住民の意向で設定できるもので、地区ごとの考え方も反映できる。
- (委 員) 地区との関わりが重要と考える。地区の子どもたちが関わると大人も真剣になる。地区の声を拾っていくことが大切である。
- (事務局) 第6章に今後の推進方策を位置づけたい。先日、市民懇談会でワークショップを行った際に、景観まちづくりを進める上で必要な意見が出された。この中には、まち歩き、景観フォーラムや百景などの魅力スポットの選定も含まれている。
- (委 員) 懇談会の中では、百選のように、景観の良い場所を選ぶことが重要であると意見が出された。そのようなものを全国的にPRしてもよいかどうか、必ずしも明確ではない。たとえば、北総病院はドラマで使われているが、周辺に手を入れて、そこからの眺めを活かすことが考えられないか。
- (委 員) P9で、国道464号沿道地区にはタウンセンター地区も含まれているが、タウンセンターは商業系の容積率が高い地区と国道464号沿道地区が同じような形態規制の基準で良いのか違和感がある。たとえば、国道464号と駅前通りの違いがないということである。また、光沢のある素材は不可ということであるが、ガラスは不可なのか。都心地区ではガラス面の多い施設もできる可能性がある。また464号沿道には調整区域もある。
- (事務局) 国道464号沿道地区は、色彩景観づくりと同様に、沿道の地区を一体で扱っている。地区計画では、タウンセンター地区など、地区ごとに定めているので、地区ごとに

運用している。文言等は検討したい。

- (委員) 景観まちづくり基本計画では、伝統芸能や祭りなど、形がないものも扱っている。このようなハードではないものに対する扱いは、だんだん薄くなっていくような気がする。
- (事務局) 景観計画自体では、ハードが中心となるが、伝統芸能等については、第6章の施策の推進の中で、どのように扱うか検討したい。
- (委員) 届出が必要ない行為、また建築協定や地区計画がかかっていない地区で、できると思われる事例はシミュレーションしておく必要があるのではないかと。その際、景観条例・景観計画を施行している自治体の運用や見直しのなどの経緯の事例を集めながら進めてほしい。
- (事務局) 先進事例を集めていきたい。
- (委員長) 景観協定など様々な仕組みがある。モデル的に誘導して、景観がよくなると浸透することであろう。重点地区や協定など、どのようなメニューがあるのかを示して整理することも考えられるのではないかと。

②色彩基準について

- (委員) 基調色と強調色の割合は、見える面なのか、トータルなのか。その部分が少し紛らわしいと思われる。
- (事務局) 見付の面で考えている。
- (委員) 今回の色彩基準は、緩すぎず、厳しすぎずという内容となっている。届出対象行為からいっても、問題はないと思われ、ひどいことにはならないと思う。また、景観計画はネガティブチェック的な意味要素が強いので、次のステップでは、地域の色を活かすという観点から積極的に考えていく必要がある。
- (委員) 景観計画・景観条例が施行された後、色彩基準は、個人の住宅も規制がかかるようになるのか。
- (事務局) 戸建て住宅は、基本的に届出対象行為ではないが、地区計画がかかっている地区では、戸建て住宅も含まれる。
- (委員) 一般的には、建築物の色は問題にされない。建築協定が締結されている地区では、概ねどのような色かわかるが、出来上ってみると驚く場合がある。
- (事務局) 地区計画がかかっている地区では、マンセル値まで、届出の際に書いてもらっている為、事前に色がわかる。
- (委員長) 企業の立場から、企業にはイメージカラーがある場合があるが、そのような観点からどうか。
- (委員) 強調色が使える面積を適正に考えたい。国道464号沿いには、壁面積が大小いろいろなものがある。それを一律で設定していることが気になる。
- (委員長) 詳細な事項は、持ち帰って意見をいただければと思う。

2. その他（連絡事項）

- 次回の策定委員会は、8月を予定しているのので、日程等が確定次第通知する。
- 意見記入シートは、7/18までをお願いしたい。

3. 写真



▲第6回策定委員会の様子

以上